

診療情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ

当院は、患者様への『説明と納得に基づく診療(インフォームド・コンセント)』及び『個人情報の保護』に積極的に取り組んでおります。

【診療情報の提供】

- ◆ ご自身の病状や治療について質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、担当医師又は看護師に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

【診療情報の開示】

- ◆ ご自身の診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、担当医師又は総合受付に開示をお申出ください。所定の手続きを説明させていただきます。開示・謄写には必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

【個人情報の保護について】

当センターでは患者様の個人情報の保護に万全の体制を採っています。

当センターでは、患者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。なお、疑問などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

一宮医療療育センター センター長

《当センターでの患者様の個人情報の利用目的》

1. 院内での利用

- ① 患者様に提供する医療サービス
- ② 医療保険事務
- ③ 入退院等の病棟管理
- ④ 会計・経理
- ⑤ 医療事故等の報告
- ⑥ 当該患者様への医療サービスの向上
- ⑦ センター内医療実習への協力
- ⑧ 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
- ⑨ その他、患者様に係る管理運営業務

2. 院外への情報提供としての利用

- ① 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ② 他の医療機関等からの照会への回答
- ③ 患者様の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ④ 検体検査業務等の業務委託
- ⑤ ご家族等への病状説明
- ⑥ 保険事務の委託

- ⑦ 審査支払機関へのレセプトの提供
- ⑧ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ⑨ 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業所等へのその結果通知
- ⑩ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- ⑪ その他、患者様への医療圏事務に関する利用

3. その他の利用

- ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 外部監査機関への情報提供

【ご希望の確認と変更】

- ◆ 外来予約、入院予定の変更、療養給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、患者様ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前にお申出があった場合は、連絡いたしません。
- ◆ 外来等での氏名の呼び出しや、居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申出ください。ただし、事故防止・安全確認のためには、呼名及び氏名の掲示が望ましいです。
- ◆ 電話あるいは面会者からの入院に関する問い合わせへの回答を望まない場合には、お申出ください。一度出されたご希望は、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申出ください。

【相談窓口】

- ◆ ご質問やご相談は、平日8：30～17：00まで1階受付にお申出ください。当法人の所定の規則に従って、対応させていただきます。なお、相談窓口には看護師又は相談員、事務職員を配置しております。

一宮医療療育センター センター長

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当センターは保険医療機関です。

2. 入院基本料について

- ◆ L2（障害者施設等入院基本料：10対1入院基本料） 40床

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師・准看護師）と1日に4人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・ 8：30～16：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・ 16：30～8：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- ・ 8：30～16：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- ・ 16：30～8：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

- ◆ L3（障害者施設等入院基本料：10対1入院基本料） 44床

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師・准看護師）と1日に4人以上の看護補助者

が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 8：30～16：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 16：30～8：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- 8：30～16：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- 16：30～8：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

◆ L4（障害者施設等入院基本料：10対1入院基本料） 44床

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師・准看護師）と1日に4人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 8：30～16：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 16：30～8：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- 8：30～16：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- 16：30～8：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

3. 入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化について

当センターでは入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化に関する基準を満たしています。

4. 明細書発行体制について

当センターでは、医療の透明化や患者への情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5. 東海北陸厚生局への届出事項に関する事項

(1) 当センターは、次の施設基準に適合している旨を東海北陸厚生局長に届出をおこなっております。

＜基本診療料（医科）＞

- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算3（初・再診料）
- ◆ 障害者施設等入院基本料10対1
- ◆ 障害者施設等入院基本料 注9 看護補助加算
- ◆ 夜間看護体制加算（障害者施設等入院基本料の注11）
- ◆ 診療録管理体制加算2
- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算1（入院基本料等加算）

- ◆ 特殊疾患入院施設管理加算
- ◆ 療養環境加算
- ◆ 栄養サポートチーム加算
- ◆ 医療安全対策加算2
- ◆ 医療安全対策地域連携加算2
- ◆ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- ◆ データ提出加算

<特掲診療料（医科）>

- ◆ 遺伝性疾患療養指導管理料
- ◆ がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆ 電子的診療情報評価料
- ◆ 遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆ 酸素の購入単価
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ◆ 入院ベースアップ評価料 85

<特掲診療料（歯科）>

- ◆ 歯科疾患管理料 注12 特別管理加算
- ◆ 口腔機能実地指導料
- ◆ 口腔細菌定量検査
- ◆ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◆ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ◆ 歯科技工所ベースアップ支援料

（2） 電子的診療情報連携体制整備加算について

- ① オンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ③ 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を整備していく予定です。
- ④ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。

【アクセス先】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57616.html



- ⑤ 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホー

ムページに掲載しています。

(3) 栄養サポートチーム加算について

当センターでは、栄養障害のある患者様、特別な栄養管理を必要とする患者様に対して多職種で構成された栄養サポートチームでの診療を行っています。

(4) クラウン・ブリッジ維持管理料について

当院で作製した金属の冠やブリッジについて、2年間の維持管理料を行っています。

(5) 入院時食事療養費について

入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

(6) 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

【アクセス先】 <https://www.mhlw.go.jp/seisaku/2012/03/01.html>



6. 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。（税込表示になります）

◆ 文書料

一般診断書	2,200円
児童補装具費（購入・修理）支給意見書	2,200円
障害者日常生活用具給付意見書	2,200円
障害児福祉手当認定診断書	2,200円
学校証明書	2,200円
身体者障害者診断書・意見書	5,500円
特別児童扶養手当認定診断書	5,500円
精神障害者保健福祉手帳用診断書	5,500円
補助装具交付についての意見書	2,200円
補助装具費支給についての意見書	2,200円
領収証明書（1年間に付き）	1,100円

※上記、1枚当たりの費用となります。

◆ ADOS-2 16,500円

- ◆ 死後処置料（寝巻き、診断書料込み） 22,000円
 - ◆ 診察券再発行 110円
 - ◆ 日用品（オムツ・シャンプー・ボディソープ・歯磨き粉・使い捨ておしぼり・使い捨てエプロン）1日336円
- ※ なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

令和8年9月1日更新